

原子力規制委員会独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案） 〈原子力規制委員会 評価委員会〉
原子力安全基盤機構	理事 (防災、廃棄物、核物質 防護担当)	H19. 4. 1~H23. 9. 30 (同上)	0. 9
	理事長	H23. 10. 1~H26. 2. 28 (同上)	
	理事 (廃棄物、地震・津波対 策担当)	H24. 6. 2~H26. 2. 28 (同上)	1. 0
	監事	H23. 10. 1~H26. 2. 28 (同上)	1. 0

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「原子力規制委員会所管の独立行政法人の退職金に係る業績勘案率（案）について」（平成 26 年 9 月 10 日付け原独評第 1409101 号）をもって原子力規制委員会旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会から通知のあった理事長に係る業績勘案率（案）「0. 9」について、別紙のとおり意見を申し上げます。

なお、通知のあった業績勘案率（案）のうち、理事及び監事に係る業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はありません。

1. ○○理事長の業績勘案率（案）について、貴委員会は、理事長在職期間中（平成23年10月1日から平成26年2月28日までの2年5か月）に拡散シミュレーションの誤試算事案が発生したこと、会計検査院から不当事項の指摘があったことを踏まえ、「0.9」としている。
2. しかし、同氏は、理事長就任前の平成21年4月1日から平成23年9月30日までの2年6か月にわたり、防災、廃棄物、核物質防護担当の理事を務めており、当該理事在職期間中に法人の主要業務の一つである検査業務において、検査未実施等の不適合業務の事案が複数発生した。そして、平成24年1月の第三者調査委員会報告書及び平成22年度決算についての参議院決算委員会警告決議（平成25年5月）において、事業者依存体質等の問題点が指摘された。
3. 上記2の事案は、同氏の直接担当業務に係るものではないが、原子力安全基盤機構の組織体質に起因する法人全体のガバナンスに問題があったと考えられることから、理事在職期間中の法人業績に係る減算要因として取り扱うべきである。

以上を踏まえ、本理事長の業績勘案率（案）については、当委員会はさらに引き下げるべきであると考えます。